

平成 29 年 10 月 20 日
高速電力線搬送通信設備作業班
事務局

電波利用環境委員会 高速電力線搬送通信設備作業班
審議にあたっての留意事項

- (1) 構成員は法令を順守し、それぞれの分野での倫理規範に則って、作業班の活動に参加すること。
- (2) 作業班での発言は、主任（又は主任代理）より指名された構成員が行うこと。
- (3) 構成員が「技術的な専門事項」について、説明者等に説明をさせたい場合は、発言冒頭でその旨を明言し、主任（又は主任代理）より許可された場合は、構成員の責任の下に発言を行うことができる。
- (4) 提出する資料は、公開に支障のないものに限る。他から引用するときは、公開資料である旨及び出典の明示をすること。また、インターネット等から引用する場合は、特に信頼性の高さに留意すること。